

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		小学校又は中学校の変更
根拠法令及び条項		学校教育法施行令第8条
所管部課係名		学校教育部学務課人事・学事係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>学校教育法施行令第8条</p> <p>市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成28年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>2週間程度</p> <p>※事案ごとの対応が必要となるため、処理期間を設定することは難しいが、おおむね2週間程度</p>
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）